

いじめ防止対策の基本方針

前原西中学校生徒が安心して生活ができる学校をめざして

糸島市立前原西中学校

I

いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が意識して日々実践する。

1 いじめとは

○ いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ

未 然 防 止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。（人間関係づくりプログラムの実施）

Ⅲ

早 期 発 見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

① 生徒の立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守る。

② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高める。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 早期発見のための手だて

<日々の観察>

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

<教育相談（学校カウンセリング）> * 気軽に相談できる雰囲気づくり *

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けたり、チャンス相談を実施したり、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

<いじめ実態調査アンケート> * アンケートは、実施時の配慮が重要である *

実態に応じて随時実施することにする。月1回（帰りホームルームなどを利用して）の生活アンケートを実施する。あわせて保護者アンケートも学期に1回実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて柔軟に配慮し実施する。

また、本年度は県の『学校生活・環境多面調査』を実施し、いじめ問題に対する学級での取組の充実をはかる。

3 相談しやすい環境づくりをすすめるために

① 本人からの訴えには

- 心身の安全を保証する。
- 事実関係や気持ちを傾聴する。

② 周りの生徒からの訴えには

- いじめを訴えたことにて、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう日頃から保護者との信頼関係を築く。

IV

早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報キャッチ

- 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当主幹教諭（いじめ防止対策主任）に連絡し、管理職に報告する。

- ① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す
- ② 事実確認と情報の共有

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して

<生徒に対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた生徒に対して

<生徒に対して>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の成長を図るために、今後、学校と一緒にいかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの快楽群や傍観群からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にいかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V

ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携する。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

2 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
 - 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- 書き込みや画像の削除に向けて被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。※学校非公式サイトでの削除も同様

第2部 組織対応マニュアル

I

いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題に取り組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

1 いじめ防止対策委員会の設置について

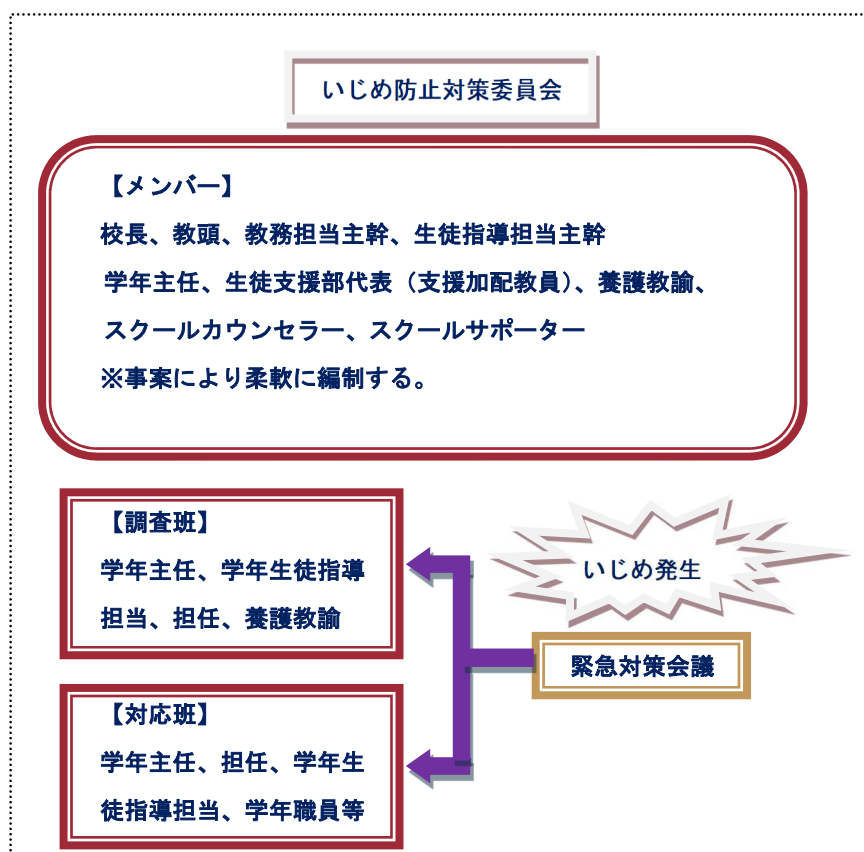
- いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導担当主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、生徒支援加配教員を中心に、養護教諭、SC、糸島警察署少年係スクールサポーターをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。
- いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておく。

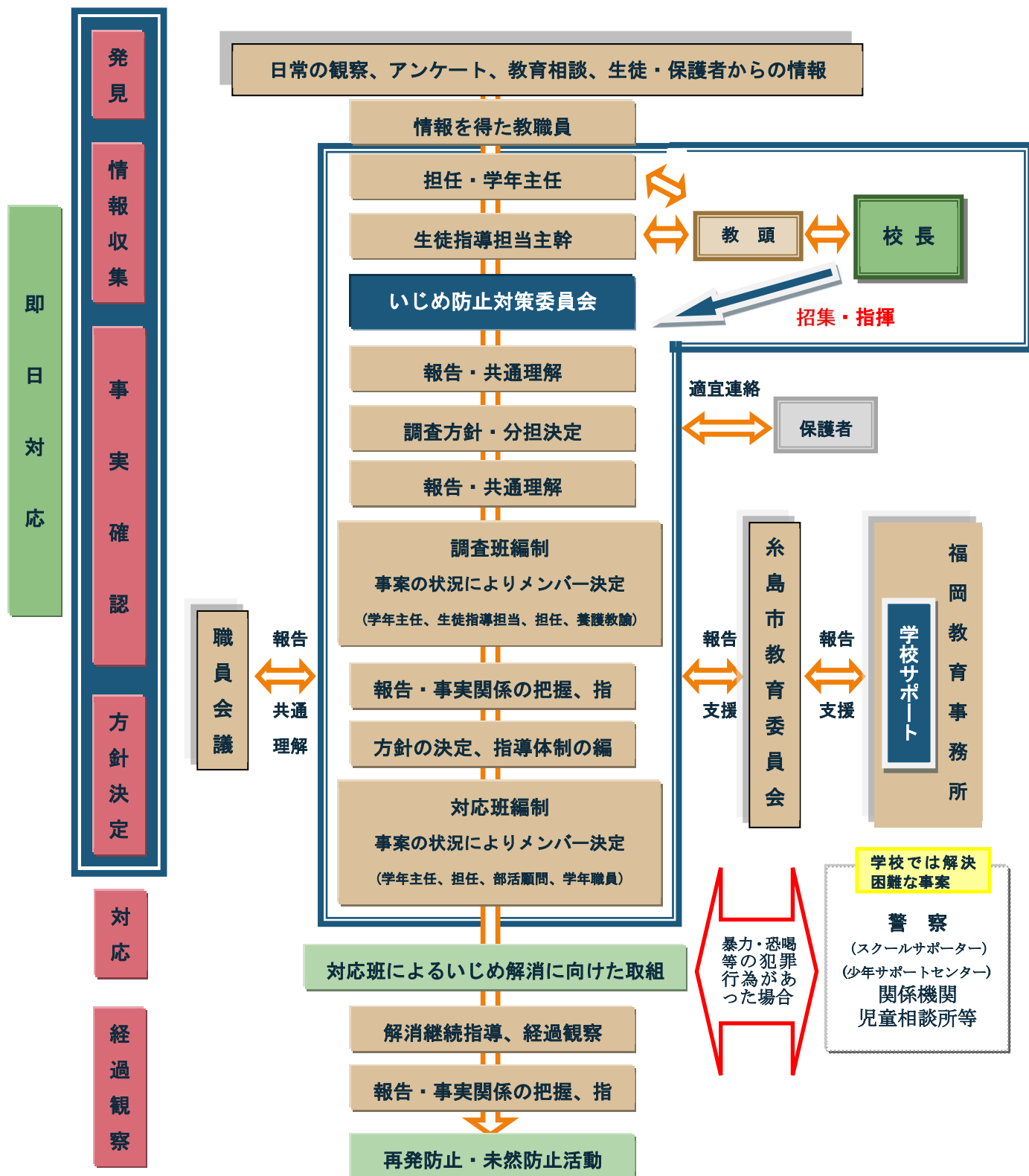
《 いじめ防止対策委員会組織 》

※定例のいじめ対策委員会は、月に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編制し対応する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じたの対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。





生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに糸島市教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

1 糸島市教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに糸島市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

2 出席停止について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生徒指導部・生徒支援部が連携し出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために必要があれば、いじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に糸島市警察署やスクールサポーター、少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

3 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、糸島市子課や福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

<参考資料>

- ・各都道府県市町のいじめ対策基本方針
- ・いじめの早期発見・早期対応の手引き ―小・中学校編―
- ・福岡県教育センター研究紀要
- ・いじめ防止対策推進法
- ・生徒指導提要

福岡県教育委員会
福岡県教育委員会
文部科学省
文部科学省